

愛媛県立三崎高等学校寄宿舎生心得

1 目的

本心得は、本校生徒のうち通学が困難な者を受け入れる寄宿舎（以下「寮」という。）の管理運営に関する事項を定め、寮生が規律ある共同生活を送り、相互の親睦を深めながら健全な寮生活を営むことを目的とする。

2 管理者

各寮の管理者は、次のとおりとする。

- (1) 「速水寮」及び「県営住宅」は、愛媛県立三崎高等学校
- (2) 「未咲輝寮」及び「町営住宅」は、伊方町教育委員会
- (3) 「山本旅館」及び「山本旅館別館」は、愛媛県立三崎高等学校同窓会

3 生活上のルール

(1) 全般

- ア あいさつや言葉遣いなど、社会生活に必要な礼節を身に付けること。
- イ 本心得を遵守し、規則正しく生活し、他の寮生や近隣住民に迷惑をかけないこと。
- ウ 寮生活を充実させるため、寮生同士で協力し合うこと。
- エ 寮内の秩序や風紀を乱す行為をしないこと。
- オ 正当な理由なく欠席、遅刻、早退をしないこと。
- カ 寮生間で金銭や物品の貸借、売買をしないこと。
- キ 自室および共用スペースを常に清潔に保ち、整理整頓に努めること。

(2) 寮及び寮室への出入り

- ア 異性の寮室及び異性が居住するフロアへ入らないこと。
- イ 自身が居住している寮以外の寮室へ入室しないこと。
- ウ 寮生以外の者を無断で招き入れないこと。ただし管理者の承認を得た場合に限り、保護者および親族の入室を認めることができる。
- エ 寮生以外の生徒の寮への出入りや宿泊は、特別な場合を除き許可しない。
- オ 無断で他人の寮室に入室したり、寮室を交換したり貸したりしないこと。
- カ 午前8時までに登校を開始すること。登校後は特別な場合を除き、放課後まで寮に入らないこと。

4 門限

- (1) 原則として19時30分までに帰寮すること。ただし、未咲輝塾に通う寮生は21時15分までの帰寮を認める。山本旅館は別途時間を定める。
- (2) 帰寮後の外出は原則禁止する。ただし、対外試合や探究活動等の理由で寮務主任の許可を得た場合は、21時15分まで帰寮時間を延長できる。

5 食事（朝食・夕食）

- (1) 食事は定められた場所で時間内に済ませること。寮室での食事は禁止する。週休日および祝祭日に食事は提供しない。
- (2) 食堂利用時間は次のとおりとする。
 - ア 朝食 6時30分から7時55分
 - イ 夕食 18時30分から21時15分 ※未咲輝塾生は以降の利用も認める。
- (3) 夕食の時間に間に合わない場合は事前に当直舎監に申し出ること。
- (4) 食堂では大声での会話や長居など、他の寮生に迷惑をかける行為は慎むこと。
- (5) 食器類は大切に扱い、寮室への持ち帰りを禁止する。

6 入浴及び洗濯

- (1) 入浴は消灯時間までに済ませること。

- (2) 脱衣所等に私物を放置しないこと。
- (3) 23時から6時45分の間は洗濯機・乾燥機の使用を禁止する。
- (4) 洗濯後の衣類は速やかに寮室へ片付けること。

7 清掃

- (1) 清掃時間は21時15分から21時30分とする。
- (2) 担当場所は寮長、副寮長が協議して決定し、1か月ごとに交代する。
- (3) ゴミは伊方町の分別基準に従って処理すること。
- (4) 清掃時間に清掃できない場合は、当直舎監に申し出て別の時間に清掃すること。

8 点呼及びミーティング

- (1) 寮生の所在確認及び健康観察のため、6時45分・19時30分・21時15分に点呼を実施する。
- (2) ミーティングは必要に応じて実施し、全員が参加すること。

9 消灯時間

消灯時間は23時とする。

10 外出・帰省・外泊

- (1) 帰省又は学校行事で外泊する場合は2日前までに寮務主任に届出を提出すること。
なお、帰省先は自宅又はこれに準ずると認められた家庭とする。
- (2) 対外試合や地域活動等以外の外泊は原則禁止とする。やむを得ない場合は学級担任と寮務主任の許可を得ること。
- (3) 予定帰寮時間に遅れる場合は当直舎監に連絡し、帰寮後直ちに報告すること。

11 閉寮期間

春季、夏季、冬季休業中の2週間程度とする。

12 携帯電話の使用

- (1) 寮での携帯電話の使用は認めるが、マナーを守ること。
- (2) 点呼や清掃など全体活動中の使用は禁止する。

13 共用部の使用

共有スペースの利用は消灯時間までとし、私物を放置しないこと。

14 寮での生活

- (1) 寮生同士で談笑する場合は、談話室を使用すること。
- (2) 学習時間は21時30分から22時30分とする。未咲輝塾生はこの限りではない。
- (3) 学習時間を確実に確保できるよう、食事・入浴・洗濯等は計画的に行うこと。
- (4) 学力の向上に努め、学習時間を確保すること。
- (5) 環境美化を心がけ寮室内外を問わず所定の場所以外にゴミを捨てないこと。なお、ゴミの分別は伊方町の分別基準に従って行うこと。

15 寮室の点検

- (1) 室内は常に清潔に保ち、整理整頓し、学習しやすい環境を整えること。
- (2) 管理上必要と判断した場合、管理者が指定した者が予告なく寮室を点検する。
- (3) 舎監や管理者が指定した者は、寮生の健康状態や清掃状況を確認し、適宜指導を行う。
- (4) 舎監が部屋の使用状況を確認し、不適切と判断した場合は指導を行う。

16 物品等の取扱

- (1) 建物、設備、備品等は丁寧に扱うこと。破損・紛失した場合は直ちに舎監に報告し、場合によっては弁償を求めることがある。
- (2) 壁・床・天井に釘やネジで穴を開けないこと。

- (3) 共用物品は注意して使用すること。
- (4) 共用物品を寮室にもち込まないこと。

17 持込禁止物について

火災防止・安全管理・教育的配慮の観点から、以下の物品の持ち込みを禁止する。

- (1) 引火性のある薬品、ライター、お香、カセットコンロ等の火気類
- (2) ストーブ、こたつ、電気カーペット、炊飯器等の直接熱源となる家電製品
- (3) 電気コンロ、ホットプレート等の加熱調理器具
- (4) 刃物、エアガン等、人に危害を加える恐れのあるもの
- (5) 麻雀牌、花札等の賭け事に関わるもの
- (6) バイク、テレビ、冷蔵庫
- (7) その他、周囲に迷惑を及ぼすもの、寮生活で不要と判断されるもの

18 緊急時の対応

- (1) 火災・地震発生時
 - ア 速やかに舎監又は管理者へ連絡し、指示に従うこと。
 - イ 避難経路を確認し、落ち着いて避難すること。
 - ウ 必要に応じて、消防（119番）へ通報すること。
- (2) 急病・けが発生時
 - ア 寮生の体調不良やけがを発見した場合は速やかに舎監又は管理者へ連絡すること。
 - イ 緊急性が高い場合は救急車（119番）を要請し、舎監又は管理者に連絡すること。
- (2) 不審者侵入時
 - ア 不審者を発見した時は、直接対応せず、速やかに舎監又は管理者へ連絡すること。
 - イ 必要に応じて、警察（110番）へ通報すること。
- (3) その他の緊急対応
非常時の集合場所や避難経路など常に把握しておくこと。

19 部屋替え

年度末に部屋替えを行う。必要に応じて年度途中でも部屋替えを実施することがある。

20 寮費

- (1) 寮費は別途定める額とする。
- (2) 納入は期日までに行い、やむを得ない事情で納入が困難な場合は、事前に管理者へ申し出ること。

21 退寮

- (1) 退寮を希望する者は、原則として退寮希望日の7日前までに所定の届を管理者に提出すること。
- (2) 管理者は、次のいずれかに該当する者に退寮を命じることができる。
 - ア 寮費を納付期限から6か月を経過しても未納の者
 - イ 舎監の指示に従わない者
 - ウ 飲酒、喫煙、窃盗、いじめ、暴力など法令違反をした者
 - エ 異性の寮室へ入室した者又は異性を寮室に入室させた者
 - オ 舎監の許可なく制限区域に出入りした者又は他者を立ち入らせた者
 - カ 部外者を無断で寮に招き入れた者又は無断で宿泊させた者
 - キ 本校の校則（生徒心得）に規定する禁止事項を行った者
 - ク 本心得に著しく違反した者

22 その他

この心得は必要に応じて変更することがある。

令和7年9月1日制定